

令和6年（行ウ）第102号 自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

原告 梶谷風音 外4名

被告 国

準備書面(1)

令和6（2024）年6月20日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 亀 石 倫 子
外5名

第1回弁論期日において、被告代理人より求釈明申立てのあった訴状における「不妊手術」の定義の明確化について、以下のとおり、訴状の記述内容を補足する。

1 訴状における「不妊手術」・「不妊手術等」の定義

- (1) 母体保護法（以下、「法」とする。）28条は、原則禁止とする手技・措置の対象を「生殖を不能にすることを目的として」行われる「手術又はレントゲン照射」と定義する。これは、厳密に言えば、原始的なものも含め不妊のためにとられ得る不妊の措置全般を指す。
- (2) 対して、法2条によって定義される母体保護法上の「不妊手術」とは、「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で内閣府令をもってさだめるもの」と定義される。当該規定は、法28条の規定する方法のうち、安全かつ適切と考えられるものを内閣府令によって類型化し、これを「不妊手術」と定義し、

法3条の要件を満たす限りにおいて適法に行えるとするものである。

- (3) 訴状では、法28条の定義する不妊のための手術又はレントゲン照射を併せて「不妊手術等」と定義し（訴状8頁）、その後、法が前提とする不妊手術を法2条・法28条を区別せず「不妊手術等」と表現した。しかし、厳密には、法28条により定義した「不妊手術等」と、法2条の指す「不妊手術」とは上記(1)(2)の趣旨で異なり、法28条の「不妊手術等」が法2条の「不妊手術」を包含する関係にある。
- (4) 原告らが憲法違反の対象として主張しているのは、法2条の定義する「不妊手術」について、法28条が原則禁止とし、法3条が要件を課し、法34条が刑罰を定めていることである。また、請求の趣旨記載の「不妊手術」はいずれも法2条に定める不妊手術を指す。

法2条及び法28条が指す不妊手術の内容についての差異は包含関係にあり、より狭い概念となる法2条を憲法違反の対象としていることから、上記(3)の記述は主張の内容に大きく影響するものではないものの、主張の明確化のため、以下のとおり改めて本訴における用語を定義する。

- ① 法2条の定める「不妊手術」 = 「2条不妊手術」
- ② 法28条の定める「手術又はレントゲン照射」 = 「不妊の措置」
- ③ 法2条の定義を意識せず一般的な意味での安全で適切な方法としての「不妊手術」ないし「不妊の措置」 = 単に「不妊手術」

令和6年6月20日付訴状訂正申立書における別紙訴状の訂正は、上記「不妊手術」「不妊手術等」などの用語の定義を上記に沿って加筆・訂正したものである。

2 訴状における「不妊手術を受ける権利」について

上記の不妊手術の定義を前提に、原告らの主張する憲法上の権利である「不妊手術を受ける権利」についても、補足して説明する。

原告らが求める訴状記載の「不妊手術を受ける権利」とは、より具体化すれば

「安全で適切な『不妊の措置』を受ける権利」である。例えば、安全で適切な不妊の措置としては、法2条・母体保護法施行規則によって認められる方法以外の手技によるものも含まれ得る。すなわち、概念としては、原告らの主張する不妊手術を受ける権利（＝安全で適切な不妊の措置を受ける権利）が前提とする「不妊手術」ないし「不妊の措置」は、法2条が定める「不妊手術」よりも広い手技・措置を指す一般用語としての「不妊手術」である。

しかし、本訴訟において、原告らは本件各規定の「制限を受けることなく」不妊手術を受けることを求めているものであり、母体保護法施行規則に希望する不妊手術の選択肢がないことを争うものではない。そのため、法2条で定める「不妊手術」と原告らが主張する「『不妊手術』を受ける権利」が指す「不妊手術」との概念の差異は、本訴訟における主張においては重要ではない。

したがって、原告らの主張する「不妊手術を受ける権利」のいう「不妊手術」の概念の中には、法による定義にかかわらない憲法上の権利としての一般的な意味における不妊手術を受ける権利を読み込み、かつ、その具体的内容を母体保護法に定める不妊手術を受ける権利として整理することが可能であるから、今後、両者を前提として、単に、「『不妊手術』を受ける権利」と表現する。

以 上